

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	31

2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	40
第15表	職種別給与額等	41
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表	職員給与と民間給与の較差	47
第18表	給与改定の状況	48
第19表	定期昇給の実施状況	48
第20表	学歴別初任給	48
第21表	初任給の改定状況	49
第22表	特別給の支給状況	49
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第24表	民間における在宅勤務手当の支給状況	50
第25表	家族手当の支給状況	51

3 労働経済関係資料

第26表	労働経済指標	52
------	--------	----

4 生計費関係資料

第27表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）	54
------	------------------------	----

5 人事管理に関する報告関係資料

第28表	年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（令和元年度・令和2年度比較）	55
第29表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和元年度・令和2年度比較）	56
第30表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和2年度・令和3年度比較）	57
第31表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	59
第32表	育児休業の新規取得状況	59
第33表	男性の育児休業取得率	59
第34表	子の看護休暇の取得状況	60
第35表	時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況	60
第36表	在職死亡者及び長期療養者の状況	60
第37表	健康相談件数の状況	61

6 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子	62
公務員人事管理に関する報告の骨子	64

1 職員給与関係資料

令和3年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,780	43.1	20.6
行政職給料表	3,091	43.2	21.1
公安職給料表	1,228	37.3	16.4
教育職給料表(1)	1,646	46.5	23.6
教育職給料表(2)	3,441	43.5	20.5
研究職給料表	154	41.8	18.2
医療職給料表(1)	41	36.3	11.9
医療職給料表(2)	90	43.8	20.5
医療職給料表(3)	52	44.2	20.1
海事職給料表	37	42.8	21.7

(注) 1 企業局に勤務する職員(35人)、病院局に勤務する職員(1,316人)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員(112人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(275名:うちフルタイム勤務職員213名、短時間勤務職員62名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	84.1	3.8	12.1	0.0	59.1	40.9
行政職給料表	100.0	75.2	5.4	19.4	0.0	63.0	37.0
公安職給料表	100.0	53.3	3.3	43.3	0.0	88.5	11.5
教育職給料表(1)	100.0	95.0	2.6	2.5	—	54.7	45.3
教育職給料表(2)	100.0	99.0	0.9	0.0	—	47.0	53.0
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	78.6	21.4
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	61.0	39.0
医療職給料表(2)	100.0	73.3	26.7	0.0	—	50.0	50.0
医療職給料表(3)	100.0	9.6	90.4	—	—	1.9	98.1
海事職給料表	100.0	27.0	46.0	24.3	2.7	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	348,282 円
扶養手当	9,210
管理職手当	6,245
地域手当	553
その他の手当	9,900
合計	374,190

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、
単身赴任手当（基礎額）及び特勤勤務手当等である。（以下各表において同じ。）

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	317,842 円	319,973 円
扶養手当	8,662	12,085
管理職手当	8,955	4,908
地域手当	803	118
その他の手当	6,587	7,715
合計	342,849	344,799

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	392,382 円	367,020 円
扶 養 手 当	10,465	8,205
管 理 職 手 当	3,969	5,379
地 域 手 当	0	22
そ の 他 の 手 当	10,724	10,161
合 計	417,540	390,787

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	315,045 円	388,183 円
扶 養 手 当	8,411	2,327
管 理 職 手 当	5,315	21,705
地 域 手 当	0	65,954
そ の 他 の 手 当	10,521	275,147
合 計	339,292	753,316

区分 給与種目	医療職給料表（2）適用職員	医療職給料表（3）適用職員
給 料	319,773 円	312,773 円
扶 養 手 当	8,102	6,954
管 理 職 手 当	4,619	2,687
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	8,643	5,471
合 計	341,137	327,885

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	339,889 円
扶 養 手 当	14,022
管 理 職 手 当	1,754
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	11,124
合 計	366,789

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数			
	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1 人	1,370 人	403 人	847 人	120 人
2 人	1,648	475	1,606	76
3 人	1,019	527	1,014	57
4 人	287	213	287	36
5 人	43	39	43	8
6人以上	7	5	7	5
計	4,374	1,662	3,804	302

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,593円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	82 人	42 人	2 人	0 人	10 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
受給者計	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額										
	136 人	35,059 円									

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 15	人 52	人 166	人 174	人 21	人 203	人 1	人 3	人 115	人 26
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員					
受給者	人 6	人 29	人 134	人 55	人 15	人 1,015	円 60,177			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 91 (100.0%)	人 28 (30.8%)	人 14 (15.4%)	人 2 (2.2%)	人 0 (0.0%)	人 2 (2.2%)	人 0 (0.0%)	人 4 (4.4%)	人 41 (45.1%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 59,384	円 64,216	円 49,333	円 65,918	円 0	円 25,030	円 0	円 7,296	円 65,954

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,091 人
手当月額11,000円未満の受給者	3
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	945
手当月額27,000円の受給者	1,143
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,138 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	8 人	13,438 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	7,866 人
交通機関等のみを利用する者	310
交通用具のみを使用する者	7,445
交通機関等と交通用具を併用する者	111
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	19,659 円
交通用具の利用者1人当たり平均手当月額	7,305 円

第10表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	54	人	人	31	13	人	6	3	1	人	人
公安職給料表	4					4					
教育職給料表(1)	67		5	62							
教育職給料表(2)	83			81		2					
研究職給料表	3		1	1		1					
海事職給料表	1			1							
医療職給料表(2)	1			1							
給料表計	213										
60歳	84										
61歳	56										
62歳	41										
63歳	22										
64歳	9										
65歳	1										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	4	人	人	4	人	人	人	人	人	人	人
教育職給料表(1)	33			33							
教育職給料表(2)	24			24							
医療職給料表(2)	1			1							
給料表計	62										
60歳	20										
61歳	15										
62歳	14										
63歳	6										
64歳	6										
65歳	1										

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	10								2
10	1								
11									
12									1
13									2
14	12								
15									3
16									4
17		2						1	1
18		5							1
19	12	7					1	1	
20	4	6						2	1
21	1	6	1					4	
22	1	46						3	
23		7						3	
24	11	11						2	
25	1	6	7	1				4	
26		1	3					7	
27	1	29	2	1				2	
28		9	4					1	
29	75	14	16					1	
30	1	9	2					5	
31	1	34	2						1
32	3	8	5				2	2	
33	1	14	7				5	2	
34	52	9	4		1		7		
35	3	32					3		
36	2	5					5	1	
37	4	7	11	1		1	2	1	
38	1	6	4	1			5		
39	47	34	2						
40	3	6	4				4	1	
41	3	10	22				1	2	
42	2	3	2	1		1	1		
43	5	33			1	1	1		
44	38	9	3	1			1		
45	2	8	16		2	1			
46	8	6	7	2		3			
47	14	15	13	3	1	2			
48	5	6	12	2	1	1			
49	47	13	16	2	4	2	1		
50	1	10	8	7	5	10			
51		19	11	16	10	6			
52	1	3	13	15	6	14			
53		4	15	16	9	16	2		
54	2	4	6	18	4	38			
55	2	24	13	16	10	11			
56		4	32	15	13	20			
57	1	3	27	25	29	21			
58	1	3	17	16	23	20			
59	3	22	13	30	22	13			
60		3	28	19	17	10			
61	1	9	27	21	14	17			
62	1	1	16	15	18	14			
63	1	12	14	12	12	21			
64		3	18	7	20	10			
65		5	25	4	11	5			
66	1	4	20	2	19	6			
67	1	7	14		21	11			
68		4	27	1	10	3			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		1	20	2	19	4			
70			14	1	14	8			
71	2	4	24		14	4			
72		1	13		11	2			
73		2	19	1	7	5			
74		4	17		15	1			
75	1	3	19		9	1			
76	1	2	24		9				
77		4	11		8	1			
78		2	12		4	2			
79		8	14		7	1			
80			11		3	2			
81		1	13		5	9			
82		4	4		2				
83		4	12		2				
84		3	11		5				
85		1	9		4				
86		4	10		4				
87		3	5		5				
88	1	1	6		3				
89			5		1				
90	1		11		1				
91		1	5						
92		2	7						
93	3		5		1				
94			2						
95			2						
96		1	1						
97		2	2						
98		1							
99		8	2						
100		2	4						
101		2	3						
102		4	6						
103		2	2						
104		2	2						
105		5	6						
106		5	4						
107		3	4						
108		6	6						
109		3	4						
110		7	3						
111		3	2						
112		1	2						
113		1	1						
114		2							
115									
116		3	1						
117			7						
118									
119		1							
120									
121									
122									
123									
124									
125		10							
計	396	689	876	274	436	318	41	45	16

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
 該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,091人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	15								
8	2								
9									
10									
11	12								
12	1								
13	1		1						
14	1								
15									
16	1								
17	19								
18	1								
19		17							
20	1								
21			1						
22	23								
23	1	14							
24		1	1						
25		1	1	1					
26		3	1						
27	24	9	1						
28	3	1							
29	2	14	4						
30									
31	17	11	2	1					
32	3								1
33	2		5	1					4
34	1	14							1
35	4	9	2						3
36		3		2					
37	2	1	13	1					1
38		2	1						
39		11	3	2	1				
40		3		1					
41	1	6	9	4	1				
42	1	2	3	1	1				
43		19	8	9	2				
44		3	2		1				
45	2	4	12	4	2				
46	1	2	1	3				1	
47	1	16	3	2	2			2	
48		3	1	1	4			1	
49	1	4	15	7	2			2	
50		1	1	3					
51		5	11	10	1				
52		3	4	2				4	
53	1	4	9	6	6			3	
54		3	1	3	2				
55		9	11	3	3	3	5	1	
56		4	4	1	3	1	1		
57		2	9	6	4		2		
58		1	7	6	1	1	7		
59		3	13	12	5	1	5		
60			3	3	1	2	4		
61			18	13			3		
62			9	7			2		
63		1	5	13	1	2	2		
64			5	12	1	1	4		
65			5	9	2	1	1		
66			3	6	1	3	3		
67			10	1	2	1			
68			2	8		2	5		
69			12	8			3		
70			5	8	4	2	3		
71			8	5	1		2		
72			4	5		2			
73			3	11		4	1		
74			2	8		2	3		
75			1	11		4	1		
76				6	1		2		

職務の級 号 給	職務の級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				9		3	1		
78			1	5	1	1	1		
79				5			1		
80				5		2	2		
81				8	1	1	3		
82			1	2		1			
83			1	3					
84			1	7		1			
85			1	1	1				
86				3		1			
87				3					
88				5					
89				2					
90			1	3					
91			1	7					
92			1	3					
93				5					
94				2					
95				2					
96				5					
97				1					
98									
99			1	1					
100				3					
101				3					
102				4					
103				3					
104				1					
105			1	4					
106				4					
107				8					
108				2					
109				2					
110				3					
111				2					
112				5					
113				8					
114				3					
115				1					
116			1	5					
117				6					
118				1					
119				6					
120				4					
121			1	2					
122				3					
123			1	2					
124			1	1					
125				13					
126			1						
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	144	210	271	412	58	42	67	14	10

適用職員数	1,228人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		11			
6					
7		3			
8		1			
9					
10		15			
11					
12		2			
13					
14					
15		9			
16					
17	1	4			
18		1			
19					
20		7			
21					
22		5			
23					1
24					1
25		4			1
26					
27		4			4
28	1	2			3
29		8			2
30	2	1			3
31		1			4
32		2			4
33	1	10			2
34		1			1
35		2			2
36					2
37		11			1
38		1			
39		5			
40		3			
41		14			
42		1			
43		4			
44		3			
45		12			
46		1			
47		3			
48		2			1
49		15			
50		3			
51		11			
52		1			
53	2	12		1	
54		3			
55		4		1	
56		3		1	
57		7		4	
58		2			
59		10		7	
60		1		12	
61	2	7		3	
62				7	
63		11		5	
64		7		2	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		14		8	
66		4		3	
67		8		3	
68		2		3	
69		17		1	
70		9	3	3	
71		6			
72	1	8		2	
73		17		2	
74	1	6	1		
75		4			
76		6	1	1	
77		14	2		
78		8	4		
79		15			
80	1	13	5	1	
81		28	7		
82		5	8		
83	1	11	1		
84	1	13	3		
85	1	33	4		
86		9	3		
87		13	2		
88		5	3		
89	2	20	1		
90		8			
91	1	15	1		
92		7			
93	3	27			
94		5			
95	1	19			
96		5			
97	2	27			
98	1	7			
99		16			
100	2	19			
101	2	25			
102		10			
103	2	27			
104		15			
105	3	28			
106	1	14			
107	2	19			
108		15			
109		36			
110	1	16			
111	1	32			
112	2	13			
113	1	49			
114		23			
115		40			
116		20			
117	2	34			
118		35			
119	2	39			
120		27			
121		34			
122	1	34			
123	1	31			
124	1	28			
125	2	29			
126		17			
127	2	22			
128		13			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
129	人	人	人	人	人
130	1	7			
131		5			
132		2			
133		2			
134		3			
135	1				
136					
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	55	1,440	49	70	32

適用職員数	1,646人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					1
6					
7					
8					1
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		56			1
18					
19		11			
20					3
21		1			5
22		52			29
23					29
24		21			20
25		3			21
26					10
27		48			11
28		1			10
29		21			9
30		1			6
31					2
32		47			3
33		1			2
34		23			5
35		3			1
36					
37		59			
38		1			
39		16			
40		5			
41		55			
42		1			1
43		15			
44		12			
45		44			
46		3			
47		20			
48		7			
49		72			
50		3			
51		17			
52		5			
53		54			
54		5			
55		14			
56		6			
57		51			
58		6			
59		15			
60		13			
61		51			
62		4			
63		12			
64		8			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65		57			
66		5			
67		21		1	
68		9	1		
69		34			
70		7			
71		21		2	
72		10	3	3	
73		36	1	7	
74		4	1	16	
75		15	1	16	
76		11	4	20	
77		41	1	32	
78		8	4	18	
79		12	3	22	
80		13	3	17	
81		39	4	9	
82		6	4	8	
83		18	2	3	
84		13	1	4	
85		40	1	3	
86		9			
87		16		2	
88		13	1		
89		24		1	
90		4			
91		17			
92		9			
93		44			
94		8			
95		20			
96		14			
97		41			
98		6			
99		16			
100		14			
101		34			
102		16			
103		15			
104		10			
105		40			
106		16			
107		26			
108		20			
109		43			
110		17			
111		28			
112		38			
113		39			
114		16			
115		25			
116		40			
117		51			
118		38			
119		40			
120		32			
121		59			
122		32			
123		39			
124		40			
125		63			
126		40			
127		81			
128		72			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
129		82			
130		82			
131		80			
132		57			
133		64			
134		49			
135		46			
136		23			
137		6			
138		7			
139		4			
140		1			
141		2			
142					
143					
144					
145		1			
146					
147					
148					
149					
計	0	3,052	35	184	170

適用職員数	3,441人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					1
29	5				
30					
31					
32					
33					
34	4				
35					
36					
37					
38					
39	1	1			
40			1		
41	1		2		
42					
43					
44	3				
45	1	3	1		
46	2			1	
47			1		
48			1	1	
49	4		2		
50		1	1		
51			3	2	
52		2	2		
53	1		2	1	
54	1		1		
55				1	
56	2		1	1	
57					
58	1	1	2		
59	1	1	1	2	
60					
61	1			1	
62	1	1	1		
63	2				
64		1	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65			1		
66					
67	1		2	1	
68		1			
69		2	1		
70	1		1		
71	2	1			
72		1			
73		1	2		
74	3	2			
75		1			
76	2	1	1		
77	2	1			
78		1	1		
79	1	3	1	1	
80		1			
81	1				
82	2				
83	2				
84	2	1			
85					
86		1			
87	4	1			
88					
89		1			
90	1				
91					
92					
93	1	1			
94		1			
95	1	1			
96					
97					
98	1				
99	1				
100			1		
101	2				
102	1				
103	1				
104	1	1			
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111		1			
112					
113					
114	1				
115		1			
116					
117					
118					
119					
120					
121		2			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	1 人	人	人	人	人
141 142 143 144					
145 146 147 148	1				
149 150 151 152					
計	67	40	34	12	1

適用職員数	154人
-------	------

医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	11			
18				
19				
20				
21	4			
22				
23				
24				
25	8			
26				
27				
28				
29				
30				
31		1		
32				
33	1			
34				
35				
36				
37	1			
38				
39		1		
40				
41	3			
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				2
50				
51				
52				
53				2
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				

職務の級 号 給	1	2	3	4
	人	人	人	人
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			6	
82				
83				
84				
85				
計	28	2	7	4

適用職員数	41人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12		1					
13							
14							
15		1					
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22		1					
23							
24							
25		2					
26							
27							
28							1
29							
30							
31	1						
32		1					
33							
34							
35		1					
36							
37							
38							
39							
40				1			
41							
42							
43		2					
44		1		1			
45		1					
46					2	1	
47		1				2	
48			1		1		
49			1		1		
50		1					
51		1					
52					2		
53		1	1	1			
54							
55					1	1	
56			1			1	
57			1			1	
58		2					
59					2		
60			1	1	1		
61				2			
62					1		
63					2		
64			1	1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
65		1	1	2			
66				1			
67		1		1			
68		1		2			
69				2			
70		1	2				
71				3			
72				1			
73		1			1		
74		2		1	1		
75			1				
76		1					
77							
78							
79							
80							
81				3	1		
82							
83							
84				1			
85					1		
86							
87		1					
88							
89							
90							
91		1					
92							
93				1			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	1	28	11	26	17	6	1

適用職員数	90人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18		1					
19							
20							
21							
22							
23		1					
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30		1					
31							
32							
33							
34		1					
35							
36							
37							
38							
39		2					
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47		1					
48							
49							
50		1					
51							
52							
53							
54		1					
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62		1					
63						1	
64							
65		2	1				
66		1					
67		1					
68			1				
69					1		
70		1					
71							
72			1				
73			1				
74		1					
75							
76		1					
77			1				
78		1	1				
79							
80			1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82		1					
83				1			
84		1					
85				2	1		
86			1				
87							
88		1					
89							
90		2					
91		1					
92		1	1				
93				1			
94							
95							
96							
97							
98		1	1				
99							
100				1			
101							
102							
103		1					
104							
105							
106			1				
107		2					
108							
109							
110							
111							
112		1					
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121		1					
122							
123							
124							
125							
126							
127		1					
128							
129							
130							
131		1					
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	33	11	5	2	1	0

適用職員数	52人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31		1			
32					
33					
34		1			
35					
36					
37		1	1		
38					
39		1			
40					
41					
42					
43			1	1	
44	1	1			
45					1
46					
47					
48			1		
49					
50					
51		1		1	
52					
53					
54					
55		2			
56		1	1	2	
57					
58					
59		1		1	
60					
61			1		
62					
63		1			
64		1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
65		1			
66		1			
67					
68					
69		1		1	
70				1	
71					
72					
73					
74		1			
75					
76					
77					
78					
79					
80			1		
81					
82					
83			1		
84					
85		1			
86					
87		1			
88			1		
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117	1				
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	2	19	8	7	1

適用職員数	37人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	10									10
19歳	13									13
20歳	12									12
21歳	14									14
22歳	63									63
23歳	58									58
24歳	59									59
25歳	45									45
26歳	65	2								67
27歳	17	44								61
28歳	11	50								61
29歳	6	43								49
30歳	6	64								70
31歳	2	63	2							67
32歳	1	46	16	1						64
33歳	2	33	15				1			51
34歳	2	31	10							43
35歳	1	40	17							58
36歳		34	25							59
37歳		40	33							73
38歳		22	41							63
39歳	1	15	50	2						68
40歳		17	55	3						75
41歳	1	14	58	7						80
42歳		12	47	19						78
43歳		9	56	22		1				88
44歳	1	9	46	25	11	1				93
45歳	1	5	59	14	9				1	89
46歳		6	40	29	8	2				85
47歳		8	55	30	17	2				112
48歳	1	6	46	25	32	3				113
49歳		9	40	25	43	15				132
50歳		11	37	12	27	10	3			100
51歳	1	9	21	20	33	16	2			102
52歳		4	24	14	39	27	3	2		113
53歳	1	7	16	7	36	26	2	4		99
54歳		9	9	7	27	37	3	5	1	98
55歳		3	16	5	38	34	4	4	2	106
56歳		5	11	2	40	38	2	9	2	109
57歳		8	7	3	21	36	4	7	3	89
58歳		5	9	1	27	42	8	5	4	101
59歳	1	5	15	1	28	26	9	9	2	96
60歳以上	1	1				2			1	5
計	396	689	876	274	436	318	41	45	16	3,091

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	15									15
19歳	14									14
20歳	21									21
21歳	25									25
22歳	27	14								41
23歳	16	13	1							30
24歳	12	28								40
25歳	2	25	1							28
26歳	3	22	4							29
27歳	4	22	9							35
28歳	1	28	13							42
29歳		17	16	1						34
30歳	1	16	20	1						38
31歳		8	19	5						32
32歳	1	7	25	5						38
33歳	1	5	23	11						40
34歳	1	3	25	16						45
35歳		1	28	20						49
36歳		1	26	15						42
37歳			17	21	2					40
38歳			9	24	5					38
39歳			9	22	7					38
40歳			5	20	11	1				37
41歳			5	32	7					44
42歳			3	25	5	1				34
43歳			3	27	7	1				38
44歳				25	2	3	1			31
45歳			1	10	3	4	4			22
46歳			2	15		7	6			30
47歳			1	9		2	3			15
48歳				8	2	4	5			19
49歳				17	1	2	2			22
50歳			1	12	1	2	3			19
51歳				10			6			16
52歳			1	5	1	1	3	1		12
53歳				2			6	3		11
54歳				4			3	3		10
55歳				9	3	4	4	1		21
56歳				16	1	4	7		4	32
57歳			2	5		2	3	2	4	18
58歳			1	10		2	5	1		19
59歳			1	10		2	6	3	2	24
60歳以上										
計	144	210	271	412	58	42	67	14	10	1,228

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	1	11				12
23歳	1	19				20
24歳	2	12				14
25歳	1	11				12
26歳		9				9
27歳		15				15
28歳	1	14				15
29歳		17				17
30歳	1	21				22
31歳		16				16
32歳	1	23				24
33歳		20				20
34歳		17				17
35歳		19				19
36歳	3	25				28
37歳	3	22				25
38歳	3	30				33
39歳	2	36				38
40歳	2	45				47
41歳	1	61				62
42歳	6	46				52
43歳	3	61				64
44歳	4	42				46
45歳	2	57	1			60
46歳	5	63				68
47歳	1	57	2	1		61
48歳	5	67	2	2		76
49歳	2	69	5	1		77
50歳	2	65	6	2		75
51歳	1	56	7	5		69
52歳	1	43	3	5		52
53歳		63	5	9	1	78
54歳	1	47	3	10	1	62
55歳		46	4	12	3	65
56歳		57	3	5	8	73
57歳		50	2	8	6	66
58歳		58	2	6	8	74
59歳		50	4	4	5	63
60歳以上						
計	55	1,440	49	70	32	1,646

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		55				55
23歳		63				63
24歳		78				78
25歳		67				67
26歳		82				82
27歳		79				79
28歳		65				65
29歳		95				95
30歳		74				74
31歳		79				79
32歳		88				88
33歳		89				89
34歳		57				57
35歳		65				65
36歳		73				73
37歳		67				67
38歳		84				84
39歳		54				54
40歳		73				73
41歳		73				73
42歳		79				79
43歳		71				71
44歳		91				91
45歳		99	1			100
46歳		112				112
47歳		79	4			83
48歳		86	1	1		88
49歳		89	6	3		98
50歳		95	4	11	1	111
51歳		76	6	17	2	101
52歳		72	7	19	2	100
53歳		92	4	33	3	132
54歳		76	1	37	3	117
55歳		99	1	19	22	141
56歳		108		16	21	145
57歳		97		8	37	142
58歳		81		11	36	128
59歳		88		9	42	139
60歳以上		2			1	3
計	0	3,052	35	184	170	3,441

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	3					3
23歳	5					5
24歳	2					2
25歳	2					2
26歳	7					7
27歳	4					4
28歳	4					4
29歳	3					3
30歳	1					1
31歳	4					4
32歳	4	1				5
33歳	4					4
34歳	2	2				4
35歳	3	1				4
36歳	1	1				2
37歳	4	1				5
38歳	5	1				6
39歳	2	1				3
40歳	2	1				3
41歳	1	2				3
42歳	1	1				2
43歳		2				2
44歳		1	2			3
45歳	1	4	1			6
46歳		3	1			4
47歳		3	1			4
48歳		1	6			7
49歳	1	3	6			10
50歳		4	3			7
51歳		2	3	2		7
52歳		1	1	1		3
53歳		1	2	2		5
54歳			1			1
55歳		1	4	1		6
56歳		1		1		2
57歳		1	2			3
58歳	1			3	1	5
59歳			1	2		3
60歳以上						
計	67	40	34	12	1	154

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳	1				1
25歳	5				5
26歳	5				5
27歳	8				8
28歳	3				3
29歳					
30歳	4				4
31歳					
32歳	2				2
33歳		1			1
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳		1			1
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳			1		1
47歳					
48歳			1		1
49歳					
50歳					
51歳			1		1
52歳					
53歳					
54歳					
55歳					
56歳			1		1
57歳					
58歳			1		1
59歳					
60歳以上			2	4	6
計	28	2	7	4	41

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳	1							1
24歳		2						2
25歳		1						1
26歳		1						1
27歳		2						2
28歳		1						1
29歳								
30歳								
31歳		4						4
32歳								
33歳		2						2
34歳		2						2
35歳		1	2					3
36歳								
37歳		3		1				4
38歳		1						1
39歳		3	2					5
40歳		2	2	1				5
41歳			1	2				3
42歳			2	2				4
43歳		2			3			5
44歳				2	1			3
45歳			1	5				6
46歳				1	2			3
47歳				2				2
48歳				1				1
49歳					2	1		3
50歳				1		1		2
51歳				1		1		2
52歳				2	1	1		4
53歳				1	2	1		4
54歳					1			1
55歳		1		2			1	4
56歳					2			2
57歳					2			2
58歳			1	2		1		4
59歳					1			1
60歳以上								
計	1	28	11	26	17	6	1	90

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		1						1
24歳								
25歳		1						1
26歳								
27歳								
28歳		2						2
29歳								
30歳								
31歳		2						2
32歳								
33歳		1						1
34歳		1						1
35歳								
36歳		3						3
37歳		2						2
38歳		2						2
39歳			1					1
40歳		1						1
41歳		1	1					2
42歳		1						1
43歳		3	1					4
44歳		1	1					2
45歳		2						2
46歳		1	1					2
47歳		1	1					2
48歳			2	2				4
49歳				1				1
50歳		1	1					2
51歳		2						2
52歳			1					1
53歳		2		2				4
54歳		1						1
55歳					1			1
56歳			1					1
57歳					1			1
58歳		1				1		2
59歳								
60歳以上								
計	0	33	11	5	2	1	0	52

海事職給料表

年齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳	1					1
24歳						
25歳						
26歳						
27歳						
28歳		1				1
29歳						
30歳		1				1
31歳		1				1
32歳		1				1
33歳		1				1
34歳		1				1
35歳		3	1			4
36歳		2				2
37歳		2	1			3
38歳						
39歳		1				1
40歳			1			1
41歳	1					1
42歳		1				1
43歳			1			1
44歳						
45歳						
46歳						
47歳			1			1
48歳			1	1		2
49歳			1		1	2
50歳		1		1		2
51歳		1				1
52歳		2		1		3
53歳			1			1
54歳						
55歳						
56歳				2		2
57歳				2		2
58歳						
59歳						
60歳以上						
計	2	19	8	7	1	37

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の結果

令和3年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された227事業所の中から無作為に抽出した141事業所（うち22事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ~2,999人	500人 ~999人	100人 ~499人	50人~99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	1	—	—	—	—	1
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	11	3	1	—	3	4
製 造 業	63	2	6	3	36	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	16	4	1	—	8	3
卸 売 ・ 小 売 業	2	—	—	—	1	1
金融・保険業、不動産業	6	2	1	1	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	19	5	1	3	8	2
合 計	119	16	10	7	59	27

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	8	53.8	628,427	10,215	618,212	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	5	53.2	625,279	16,038	609,241		
	-	-	-	-	-		
	3	54.8	633,924	50	633,874		
	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	8	54.9	733,213	0	733,213		
	3	54.3	843,843	0	843,843		
	3	57.4	690,840	0	690,840		
	2	*	*	*	*	-	
	-	-	-	-	-	-	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	74	52.9	530,960	419	530,541		
	54	52.5	552,436	493	551,943		
3	52.6	573,171	0	573,171			
17	54.2	458,507	268	458,239	-		
-	-	-	-	-	-	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
53	53.7	593,800	60	593,740			
26	52.9	645,615	40	645,575			
9	52.8	569,540	0	569,540			
18	55.2	533,582	115	533,467	-		
-	-	-	-	-	-	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
51	50.3	483,627	656	482,971			
38	49.4	503,501	867	502,634			
4	50.3	431,112	0	431,112			
9	54.1	418,058	0	418,058	-		
-	-	-	-	-	-	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
31	52.0	448,930	3,905	445,025			
21	52.3	475,876	5,798	470,078			
1	*	*	*	*			
9	52.5	393,470	22	393,448	-		
-	-	-	-	-	-	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
133	47.1	485,081	6,931	478,150			
88	45.7	484,855	7,789	477,066			
18	47.0	447,429	1,082	446,347			
27	53.1	512,781	7,586	505,195	-		
-	-	-	-	-	-	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
147	49.7	548,948	15,354	533,594			
83	49.4	559,054	3,152	555,902			
18	49.8	521,797	21,510	500,287			
46	50.3	540,992	36,096	504,896	-		
-	-	-	-	-	-		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大学卒	88	46.4	415,149	46,361	368,788	
	短大卒	50	43.4	425,694	55,492	370,202	
	高校卒	11	46.5	361,727	15,929	345,798	
	中学卒	27	53.0	416,006	40,010	375,996	
	-	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	20	48.6	428,645	28,537	400,108	
	大学卒	10	48.3	457,642	36,181	421,461	
	短大卒	4	49.6	378,005	4,492	373,513	
	高校卒	6	48.4	418,066	33,383	384,683	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	204	45.3	350,929	33,728	317,201	係の長又は係長級専門職
	大学卒	94	42.8	352,386	36,266	316,120	
	短大卒	26	45.9	344,477	36,980	307,497	
	高校卒	84	47.9	351,321	29,914	321,407	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	126	46.0	454,133	67,977	386,156	
	大学卒	42	42.5	380,715	38,893	341,822	
	短大卒	13	45.2	499,299	91,156	408,143	
	高校卒	71	48.0	485,341	79,323	406,018	
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	193	42.9	313,329	23,042	290,287	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
大学卒	88	39.4	320,453	27,066	293,387		
短大卒	33	43.4	284,403	16,048	268,355		
高校卒	72	46.7	319,109	21,779	297,330		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	220	45.0	373,561	47,824	325,737		
大学卒	95	43.2	378,730	50,115	328,615		
短大卒	22	44.5	385,364	51,666	333,698		
高校卒	102	46.8	366,694	45,105	321,589		
中学卒	1	*	*	*	*		
事務係員	1,067	37.3	270,537	26,073	244,464		
大学卒	456	34.8	278,956	28,695	250,261		
短大卒	203	38.4	260,496	23,623	236,873		
高校卒	404	39.7	265,992	24,180	241,812		
中学卒	4	43.5	242,248	27,238	215,010		
技術係員	720	36.6	297,951	33,467	264,484		
大学卒	296	34.6	296,206	29,996	266,210		
短大卒	124	34.4	265,368	26,386	238,982		
高校卒	298	39.2	311,924	39,372	272,552		
中学卒	2	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	8	53.8	628,427	10,215	618,212	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	5	55.6	854,937	0	854,937	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	27	52.4	648,993	267	648,726	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	24	52.9	718,744	102	718,642	
事 務 部 次 長	28	49.2	528,833	0	528,833	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	10	52.5	584,489	19	584,470	
事 務 課 長	80	46.1	521,412	6,778	514,634	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	89	50.3	631,695	22,526	609,169	
事 務 課 長 代 理	60	44.7	441,705	58,600	383,105	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	6	45.4	546,442	47,978	498,464	
事 務 係 長	88	46.2	386,069	41,896	344,173	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	70	46.9	532,727	90,237	442,490	
事 務 主 任	37	43.8	383,109	26,373	356,736	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	69	46.3	468,878	59,796	409,082	
事 務 係 員	411	36.2	288,091	29,373	258,718	
技 術 係 員	216	32.5	325,610	45,805	279,805	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	3	53.5	510,397	0	510,397	構成員50人以上の工場長の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	41	53.6	480,959	193	480,766	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	26	54.3	503,132	31	503,101	
事 務 部 次 長	21	52.2	428,802	0	428,802	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	20	51.5	380,172	6,267	373,905	
事 務 課 長	47	49.5	422,087	7,362	414,725	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	41	51.0	457,350	6,158	451,192	
事 務 課 長 代 理	20	50.1	361,458	18,595	342,863	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	11	48.3	391,245	15,185	376,060	
事 務 係 長	92	44.8	337,854	32,760	305,094	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	43	44.8	375,063	49,180	325,883	
事 務 主 任	109	43.4	305,522	27,226	278,296	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	125	45.1	348,664	47,459	301,205	
事 務 係 員	546	38.2	266,819	27,438	239,381	
技 術 係 員	379	39.6	301,815	34,050	267,765	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	6	51.2	375,074	2,357	372,717	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	3	55.2	459,242	0	459,242	
事 務 部 次 長	2	*	*	*	*	* 前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	1	*	*	*	*	* 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	6	46.2	394,327	6,312	388,015	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	17	44.7	398,310	4,893	393,417	
事 務 課 長 代 理	8	50.1	345,484	20645	324,839	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	3	54.5	346,652	33,216	313,436	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	24	44.0	285,842	12,179	273,663	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	13	44.5	314,511	19,021	295,490	
事 務 主 任	47	41.4	288,702	12,790	275,912	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	26	41.7	324,615	26,311	298,304	
事 務 係 員	110	37.2	219,674	7,027	212,647	
技 術 係 員	125	33.4	242,266	12,240	230,026	

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	2	*	*	*	*	
	用 務 員	1	*	*	*	*	
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研 究 員	1	*	*	*	*	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	53.2	523,287	0	523,287	
	高等学校教諭	42	45.0	404,060	12,064	391,996	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長	支店長、工場長
7級		部長、部次長	
6級	課長代理	課長	部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
346,448 円	346,796 円	△348 円 (△0.1%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	係員		27.5	24.0	0.0
課長級		23.1	23.3	0.0	53.6

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			定期昇給 実施	増額	減額			変化なし
係員		87.8	82.6	13.5	8.3	60.8	5.2	12.2
課長級		82.3	77.0	12.5	8.4	56.1	5.3	17.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職種	学歴	初任給月額
新卒事務員・技術者	大学卒	196,255
	短大卒	176,357
	高校卒	165,000

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	初任給の改定状況			採用なし
			採用あり			
			増額	据置	減額	
大学卒	規模計	24.6	(38.3)	(61.7)	(0.0)	75.4
	500人以上	27.3	(29.8)	(70.2)	(0.0)	72.7
	100人以上500人未満	32.5	(48.4)	(51.6)	(0.0)	67.5
	100人未満	7.4	(0.0)	(100.0)	(0.0)	92.6
高校卒	規模計	17.0	(42.8)	(57.2)	(0.0)	83.0
	500人以上	8.1	(68.1)	(31.9)	(0.0)	91.9
	100人以上500人未満	24.4	(43.1)	(56.9)	(0.0)	75.6
	100人未満	14.8	(25.0)	(75.0)	(0.0)	85.2

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	1.92	1.91	1.94	1.88
上半期	2.03	2.17	1.87	1.93
年間の計	3.95	4.08	3.81	3.81

(注) 1 下半期は令和2年8月から令和3年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	44.3	55.7	45.1	54.9	48.2	51.8
500人以上	37.7	62.3	40.1	59.9	48.2	51.8
100人以上500人未満	52.2	47.8	52.5	47.5	53.1	46.9
100人未満	39.8	60.2	39.1	60.9	39.8	60.2

第24表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(単位：%)

	在宅勤務を実施している	在宅勤務手当		在宅勤務を実施していない
		を支給する	を支給しない	
計	39.7	(16.9)	(83.1)	60.3

※ ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(単位：%)

	検討している	検討していない
計	32.3	67.7

※ 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第25表 家族手当の支給状況

扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	7,420
配偶者と子1人	11,545
配偶者と子2人	15,175

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

3 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標

項目			年 月	令和元年度	令和2年度	令和2年1月	2月	3月	4月	5月	
雇用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・前年同月比 (%)	1.2	0.0	1.1	1.1	1.1	0.8	0.2	
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)	1.55	1.10	1.51	1.45	1.40	1.30	1.18	
		鳥取県	(倍)	1.68	1.25	1.57	1.54	1.50	1.43	1.24	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	2.3	2.9	2.4	2.4	2.5	2.6	2.8	
給与	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	296.1	293.3	293.0	293.6	294.2	295.7	287.2	
			前年度比・前年同月比 (%)	0.1	△ 1.0	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.3	△ 2.6	
		鳥取県	(千円)	245.3	245.2	244.5	243.4	246.9	248.5	240.8	
			前年比・前年同月比 (%)	△ 2.7	0.4	2.3	1.0	1.7	0.7	△ 2.4	
	一般労働者	全 国	(千円)	360.6	356.0	357.9	358.8	360.1	359.5	348.2	
			前年度比・前年同月比 (%)	0.4	△ 1.3	0.3	0.0	△ 0.3	△ 1.4	△ 2.7	
		鳥取県	(千円)	287.7	284.8	285.8	283.9	287.8	289.9	280.1	
			前年比・前年同月比 (%)	△ 2.1	△ 0.9	0.9	△ 0.9	0.4	△ 0.5	△ 3.5	
	⑤ うち所定内給与	全 国	(千円)	271.1	271.5	269.0	269.1	269.8	272.9	268.6	
			前年度比・前年同月比 (%)	0.2	0.1	0.7	0.5	0.1	△ 0.1	△ 0.3	
		鳥取県	(千円)	227.4	231.2	226.7	226.0	230.0	232.0	226.7	
			前年比・前年同月比 (%)	△ 3.2	1.7	2.6	1.4	2.2	1.7	0.0	
一般労働者	全 国	(千円)	328.5	328.1	327.0	327.1	328.6	330.3	324.5		
		前年度比・前年同月比 (%)	0.5	△ 0.1	0.7	0.3	0.2	△ 0.1	△ 0.2		
	鳥取県	(千円)	265.7	265.4	264.0	262.5	267.0	269.5	262.6		
		前年比・前年同月比 (%)	△ 2.6	0.2	1.1	△ 0.6	0.8	0.3	△ 1.0		
労働時間	⑥ 総実労働時間数 (調査産業計)		全 国	(時間)	144.2	140.0	137.7	139.8	142.1	143.8	126.9
			鳥取県	(時間)	150.2	145.1	141.0	145.0	148.9	151.9	134.0
	⑦ うち所定外労働時間数		全 国	(時間)	12.3	10.6	11.8	12.1	11.9	10.5	8.6
			鳥取県	(時間)	11.0	8.6	10.2	9.6	9.2	8.9	7.1
生計費	⑧ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		全 国	(千円)	320.6	304.5	312.5	303.2	322.5	303.6	280.9
				前年度比・前年同月比 (%)	0.7	△ 5.0	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5
			鳥取県	(千円)	309.9	303.7	331.2	347.0	401.6	333.9	258.8
物価	⑨ 消費者物価指数 (総合)		全 国	前年度比・前年同月比 (%)	0.5	△ 0.2	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1
			鳥取市	前年比・前年同月比 (%)	0.5	△ 0.4	0.4	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.3
	⑩ 国内企業物価指数			前年度比・前年同月比 (%)	0.1	△ 1.4	1.5	0.7	△ 0.4	△ 2.5	△ 2.7

(注) 1 ①、④、⑤、⑧、⑨、⑩の増減率については、平成27年平均=100とした指数を基礎としている。
2 ①、④、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。
3 令和元年度、令和2年度の欄のうち、④、⑤の鳥取県の増減率及び⑨の鳥取市の欄はそれぞれ令和元暦年、令和2暦年の数値である。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	資料出所	
0.2	0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)	
1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	厚生労働省	
1.23	1.26	1.22	1.21	1.21	1.20	1.21	1.22	1.26	1.30	1.34		
2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	総務省 (労働力調査)	
290.9	292.7	291.1	292.9	296.3	294.2	295.0	293.0	292.8	297.3	300.3	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)	
△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6		
245.2	246.2	244.6	245.4	246.9	246.5	247.2	242.8	243.8	244.9	246.2		
△ 0.3	0.6	0.4	1.2	1.1	△ 0.3	0.1	△ 0.6	0.1	△ 0.7	△ 0.9		
351.5	353.7	353.0	355.5	359.2	358.1	358.5	356.7	357.3	361.3	362.8		
△ 2.6	△ 1.9	△ 1.9	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.4	0.3	1.0		
283.9	284.6	283.3	284.0	284.6	286.0	286.9	283.9	285.7	285.1	286.5		
△ 1.8	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.3	△ 0.9	△ 0.7	0.6	△ 1.0	△ 1.2		
272.2	272.2	269.9	271.7	273.8	271.1	271.9	270.0	269.9	273.7	275.9		
△ 0.1	0.2	△ 0.4	0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1		
231.7	232.7	230.5	231.2	231.9	231.0	230.8	244.2	225.5	226.1	228.5		厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.3	2.2	1.7	2.6	2.2	1.2	1.3	△ 1.1	△ 0.2	△ 1.7	△ 1.6		
327.7	327.6	325.9	328.4	330.3	328.4	328.8	327.1	327.6	330.8	331.5		
△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.2	0.7	0.4		
267.2	268.0	266.1	266.5	266.3	266.9	266.9	260.7	262.8	261.9	264.6		
△ 0.3	0.7	0.0	1.0	0.4	0.3	0.1	△ 1.3	0.1	△ 1.9	△ 1.8		
141.3	145.8	133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	総務省 (家計調査)	
148.7	149.6	136.8	145.2	151.6	147.9	146.9	137.8	141.2	149.8	154.0		
9.3	10.3	9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1		
7.8	8.2	7.0	8.4	8.3	8.9	9.5	9.5	9.5	10.3	9.9		
298.4	288.6	304.5	304.2	312.3	305.4	333.8	297.6	280.8	344.1	338.6	総務省 (家計調査)	
△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	△ 7.7	2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5		
298.3	301.5	315.0	382.5	274.3	312.4	332.5	297.8	234.6	302.3	246.6	総務省	
0.1	0.3	0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4		
△ 0.2	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.9	△ 1.7	△ 1.7	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.6		
△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.8	日本銀行	

4 生計費関係資料

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,630	44,290	51,730	59,170	66,610
住居関係費	40,650	49,500	42,620	35,750	28,880
被服・履物費	3,680	4,140	5,180	6,230	7,270
雑費Ⅰ	16,670	36,000	44,620	53,240	61,870
雑費Ⅱ	9,960	29,330	28,680	28,040	27,390
計	98,590	163,260	172,830	182,430	192,020

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・令和3年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

5 人事管理に関する報告関係資料

第28表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合
(令和元年度・令和2年度比較)

(単位:人)

区 分		年360時間以下の職員数		年360時間を超える職員数		うち年720時間を超える職員数	
		R2	R1	R2	R1	R2	R1
知事部局	本庁	922 (88.6%)	1,080 (94.7%)	119 [108] (11.4%)	61 [11] (5.3%)	19 [19] (1.8%)	2 [0] (0.2%)
	本庁以外	1,278 (94.3%)	1,211 (96.1%)	77 [41] (5.7%)	49 [4] (3.9%)	4 [3] (0.3%)	0 [0] (0.0%)
	全体	2,200 (91.8%)	2,291 (95.4%)	196 [149] (8.2%)	110 [15] (4.6%)	23 [22] (1.0%)	2 [0] (0.1%)
教育委員会 (学校教員 以外)	特別支援 学校	33 (100.0%)	33 (100.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	高等学校	112 (100.0%)	109 (99.1%)	0 [0] (0.0%)	1 [0] (0.9%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	教育委員会 事務局	187 (87.4%)	209 (95.9%)	27 [12] (12.6%)	9 [2] (4.1%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	全体	332 (92.5%)	351 (97.2%)	27 [12] (7.5%)	10 [2] (2.8%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援 学校	590 (96.4%)	574 (93.8%)	22 [0] (3.6%)	38 [0] (6.2%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	高等学校	942 (85.6%)	708 (64.8%)	159 [0] (14.4%)	385 [0] (35.2%)	3 [0] (0.3%)	61 [0] (5.6%)
	全体	1,532 (89.4%)	1,282 (75.2%)	181 [0] (10.6%)	423 [0] (24.8%)	3 [0] (0.2%)	61 [0] (3.6%)
警察本部	本部	415 (89.6%)	388 (84.5%)	48 [5] (10.4%)	71 [23] (15.5%)	0 [0] (0.0%)	2 [2] (0.4%)
	本部以外	691 (81.7%)	702 (81.4%)	155 [0] (18.3%)	160 [14] (18.6%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	全体	1,106 (84.5%)	1,090 (82.5%)	203 [5] (15.5%)	231 [37] (17.5%)	0 [0] (0.0%)	2 [2] (0.2%)

(注) 1 []内は各区分の職員数に対する、特例業務(大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第10条の2第2項)。以下同じ。)の処理が原因となって上限時間を超えて時間外勤務を行った職員の内数である。

2 ()内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。

3 教育委員会(学校教員)については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。

4 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。

第29表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和元年度・令和2年度比較)

1 特例業務以外により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		月45時間を超える職員数				うち月100時間 以上の職員数			
				R2		R1		R2		R1	
		R2	R1	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知事局	本 庁	1,041	1,141	189	394	190	370	11	13	20	25
	本 庁 以 外	1,300	1,210	82	124	61	88	0	0	0	0
	全 体	55	50	31	151	29	131	1	1	0	0
		2,341	2,351	271	518	251	458	11	13	20	25
		55	50	31	151	29	131	1	1	0	0
教育委員会	特別支援学校	32	32	2	2	0	0	0	0	0	0
	高等学校	112	111	2	2	2	3	0	0	0	0
	教育委員会事務局	214	224	32	45	17	19	4	4	0	0
	全 体	358	367	36	49	19	22	4	4	0	0
警 察 本 部	本 部	57	55	1	1	2	3	0	0	0	0
	本 部 以 外	416	407	92	179	92	217	0	0	0	0
	全 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		822	814	259	631	254	583	0	0	0	0
		57	55	1	1	2	3	0	0	0	0
		1,238	1,221	351	810	346	800	0	0	0	0

2 特例業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		月45時間を超える職員数				うち月100時間 以上の職員数			
				R2		R1		R2		R1	
		R2	R1	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知事局	本 庁	1,041	1,141	160	436	25	31	21	64	4	5
	本 庁 以 外	1,355	1,260	48	139	13	16	8	11	1	1
	全 体	2,396	2,401	208	575	38	47	29	75	5	6
教育委員会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	高等学校	112	111	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	214	224	17	36	8	8	0	0	0	0
	全 体	358	367	17	36	8	8	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	473	462	8	8	39	93	0	0	14	20
	本 部 以 外	822	814	0	0	17	23	0	0	1	1
	全 体	1,295	1,276	8	8	56	116	0	0	15	21

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第1項第2号）、上段が他律的業務の比重が高い部署以外の部署の人数である。

第30表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和2年度・令和3年度比較)

1 特例業務以外により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(1) 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数 (単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4月		5月		6月	
		R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2
知事 部局	本 庁	1,018	1,041	41	22	33	17	29	26
	本 庁 以 外	1,299	1,300	15	4	6	2	4	9
	全 体	58	55	17	7	12	8	18	11
		2,317	2,341	56	26	39	19	33	35
		58	55	17	7	12	8	18	11
教 育 委員会	特別支援学校	32	32	3	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	109	112	2	1	1	0	0	0
	教育委員会事務局	216	214	10	1	2	2	4	4
	全 体	357	358	15	2	3	2	4	4
警 察 本 部	本 部	56	57	0	0	1	0	0	0
	本 部 以 外	447	416	30	11	17	4	9	21
	全 体	0	0	0	0	0	0	0	0
		806	822	58	60	42	51	27	38
		56	57	0	0	1	0	0	0
		1,253	1,238	88	71	59	55	36	59

(2) 月100時間以上の時間外勤務を行った職員数 (単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4月		5月		6月	
		R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2
知事 部局	本 庁	1,018	1,041	1	0	2	0	0	2
	本 庁 以 外	1,299	1,300	0	0	0	0	0	0
	全 体	58	55	0	0	0	0	1	0
		2,317	2,341	1	0	2	0	0	2
		58	55	0	0	0	0	1	0
教 育 委員会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	109	112	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	214	0	0	0	0	0	0
	全 体	357	358	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	56	57	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	447	416	0	0	0	0	0	0
	全 体	0	0	0	0	0	0	0	0
		806	822	0	0	0	0	0	0
		56	57	0	0	0	0	0	0
		1,253	1,238	0	0	0	0	0	0

2 特例業務により上限を超える時間外を行った職員数

(1) 月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員 (単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4 月		5 月		6 月	
		R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2
知 事 部 局	本 庁	1,018	1,041	50	55	33	39	38	48
	本 庁 以 外	1,357	1,355	35	31	24	1	8	4
	全 体	2,375	2,396	85	86	57	40	46	52
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	109	112	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	214	1	15	1	7	0	3
	全 体	357	358	1	15	1	7	0	3
警 察 本 部	本 部	503	473	12	0	13	0	0	0
	本 部 以 外	806	822	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,309	1,295	12	0	13	0	0	0

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数 (単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4 月		5 月		6 月	
		R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2
知 事 部 局	本 庁	1,018	1,041	8	6	2	5	7	7
	本 庁 以 外	1,357	1,355	8	1	1	0	0	0
	全 体	2,375	2,396	16	7	3	5	7	7
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	109	112	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	214	0	0	0	0	0	0
	全 体	357	358	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	503	473	4	0	7	0	0	0
	本 部 以 外	806	822	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,309	1,295	4	0	7	0	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第1項第2号）、上段が他律的業務の比重が高い部署以外の部署の人数である。

第31表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

(単位：時間)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局	180	160	168	134	150
うち 本庁	242	217	216	168	185
地方機関	130	120	131	103	121
教育委員会	132	139	147	130	132
うち 事務局	161	175	190	181	191
高等学校	83	78	69	49	39
特別支援学校	66	61	54	59	70
警察本部	259	242	221	199	186
うち 本部	193	203	182	184	153
本部以外	298	263	244	207	203

- (注) 1 高等学校及び特別支援学校については教員を除いたものである。
 2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第32表 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局	66(19)	51(10)	54(10)	58(18)	62(26)
教育委員会	37(2)	35(3)	26(1)	27(5)	25(7)
警察本部	15(1)	15(1)	12(5)	62(52)	67(48)

- (注) 1 当該年度に新たに育児休業を取得した職員数である。
 2 当該年度に育児休業が取得可能となった職員のほか、当該年度の前年度以前に取得可能となり、当該年度から育児休業を取得した職員数を含む。
 3 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 4 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 男性の育児休業取得率

(単位：%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局	15.9(13/82)	8.1(5/62)	15.8(9/57)	30.0(18/60)	37.3(25/67)
教育委員会	2.0(1/49)	4.8(2/42)	2.5(1/40)	10.8(4/37)	25.0(7/28)
警察本部	1.1(1/95)	1.1(1/93)	1.2(1/84)	33.7(31/92)	31.1(28/90)

- (注) 1 当該年度に育児休業が取得可能となった職員の内、当該年度に育児休業を取得した職員の割合である。
 2 ()内は右側が当該年度に育児休業を新たに取得可能となった職員数、左側が当該年度に実際に育児休業を取得した職員数である(単位：人)。
 3 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第34表 子の看護休暇の取得状況

(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局	476(277)	534(311)	461(263)	498(305)	474(289)
教育委員会	382(180)	415(207)	415(211)	395(193)	392(185)
警察本部	117(86)	150(114)	145(115)	186(142)	174(133)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第35表 時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況

(単位：延べ人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局	10	8	8	39	121
教育委員会	37	71	61	92	4
警察本部	42	39	36	18	1

- (注) 1 時間外勤務が1か月に100時間以上となり、産業医等の面談を受診した人数である。
 2 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 3 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間以上となった教員の数を含む。

第36表 在職死亡者及び長期療養者の状況

(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
知事部局	在職死亡者	3	1	2	5	5
	長期療養者	61(2.2%)	66(2.4%)	57(2.0%)	65(2.3%)	69(2.5%)
	うち精神疾患	42(1.5%)	48(1.7%)	37(1.3%)	42(1.5%)	52(1.9%)
教育委員会	在職死亡者	2	3	1	3	2
	長期療養者	19(0.9%)	42(1.9%)	50(2.3%)	66(3.0%)	60(2.7%)
	うち精神疾患	15(0.7%)	34(1.6%)	36(1.7%)	48(2.2%)	44(2.0%)
警察本部	在職死亡者	1	1	0	0	1
	長期療養者	27(1.9%)	23(1.6%)	23(1.5%)	21(1.4%)	18(1.2%)
	うち精神疾患	12(0.8%)	11(0.8%)	13(0.9%)	10(0.7%)	10(0.7%)

- (注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により30日以上休業(病休休暇を含む。)した者の実人数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。
 3 ()内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては、調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

第37表 健康相談件数の状況

(単位：件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知 事 部 局	2,002	1,792	1,758	1,868	1,656
うちメンタルヘルス相談	1,689(84.4%)	1,458(81.4%)	1,461(83.1%)	1,646(88.1%)	1,435(86.7%)
教 育 委 員 会	460	469	516	454	682
うちメンタルヘルス相談	310(67.4%)	301(64.2%)	364(60.9%)	283(62.3%)	586(85.9%)
警 察 本 部	780	737	871	257	229
うちメンタルヘルス相談	79(10.1%)	56(7.6%)	100(11.5%)	52(20.2%)	53(23.1%)

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。
 2 ()内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。
 3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

6 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援